

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する基本計画（2012-2016）

大 阪 府

目次

| | |
|------------------------|----|
| 第1 基本的な考え方 | |
| 1 改定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の目標 | 2 |
| 4 施策の基本的方向 | 2 |
| 5 施策の実施に関する基本的な考え方 | 2 |
| 6 計画の期間 | 3 |
| 7 推進体制 | 3 |
| 第2 配偶者からの暴力をめぐる現状 | |
| 1 府の取組の経過 | 4 |
| 2 府における配偶者からの暴力の状況 | 4 |
| 第3 施策の体系 | 7 |
| 第4 施策の基本的方向 | |
| 1 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成 | |
| (1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発 | 8 |
| 2 安心して相談できる体制の充実 | |
| (1) 府支援センター・警察における相談体制 | 10 |
| (2) 市町村における相談体制 | 10 |
| (3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実 | 11 |
| 3 緊急かつ安全な保護の実施 | |
| (1) 一時保護に係る体制の充実 | 12 |
| (2) 保護命令への対応 | 12 |
| 4 自立への支援の充実 | |
| (1) 継続的な自立支援の実施 | 14 |
| 5 関係機関、団体等との連携の促進等 | |
| (1) 関係機関による連携体制の強化 | 16 |
| (2) 市町村基本計画の策定と市町村支援 | 16 |
| (3) 民間団体との連携 | 16 |
| (4) 苦情への適切な対応 | 17 |
| (5) 調査研究の推進等 | 17 |
| 数値目標 | 18 |
| 参考資料 | 19 |

第1 基本的な考え方

1 改定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多いため、外部からその発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者は多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担^(*)や経済力の格差等社会的・構造的な問題があると言われており、配偶者からの暴力は男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)に基づき、平成17年11月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、関係行政機関、民間団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に向けた取組を推進してきました。

また、平成19年の配偶者暴力防止法の一部改正等を踏まえ、平成21年5月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」(以下「府基本計画」という。)を策定し、府内市町村における相談機能の充実及び相談担当者の資質の向上等支援体制の強化を新たに盛り込み、施策を推進してきたところです。

今般、府基本計画の計画期間が満了することから、最近の府における配偶者からの暴力の状況や課題を踏まえ、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」を策定しました。

今後、この新たな計画に基づき諸施策を推進することにより、配偶者からの暴力を許さない社会づくりを推進していきます。

※配偶者からの暴力

配偶者暴力防止法に規定する「配偶者」には、事実婚を含むほか、配偶者から暴力を受けたあとに離婚(事実婚であった者が、事実上離婚したと同様の状態を含む。)をし、引き続き暴力等を受けた者、並びに、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受けた元交際相手は含まれます。

なお、生活の本拠を共にしない交際相手は含みません。

「配偶者からの暴力」は、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力のみならず、「人格を否定するような暴言を吐く」「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。(ただし、保護命令の申立ては、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみが対象となります。)

なお、昨今、若年者を中心に生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も深刻な状況であることから、この計画では、暴力の未然防止のための取組や啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象として含めることとします。

2 計画の位置づけ

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づき大阪府が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画です。

また、府男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づく「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」の施策の方向の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。

3 計画の目標

配偶者からの暴力を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会をめざします。

また、この計画に基づく諸施策を推進することを通じて人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現をめざします。

4 施策の基本的方向

この計画では、次の5つの施策の基本的方向を掲げ、それぞれの施策を推進します。

- ① 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成
- ② 安心して相談できる体制の充実
- ③ 緊急かつ安全な保護の実施
- ④ 自立への支援の充実
- ⑤ 関係機関、団体等との連携の促進等

5 施策の実施に関する基本的な考え方

配偶者からの暴力対策を総合的に推進するためには、府と市町村をはじめとする関係機関等が「配偶者からの暴力」に関する共通認識を持ち、相互に連携し、適切に対応することが重要です。

また、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(以下「国の基本的な方針」という。)を踏まえ、府と市町村の役割や相互協力のあり方について、次のような認識のもと、施策を推進していきます。

(1) 府の役割

府においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護にかかる専門的・広域的な施策の推進を図ります。

専門的知識の提供や技術的助言、必要な情報提供を行うことにより、市町村における基本計画の策定、相談・自立支援などの被害者支援の取組が円滑に進むよう支援します。

また、関係機関、民間団体とのネットワークの形成を図り、府内全体の施策推進体制の強化に努めます。

府配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター及び各子ども家庭センター)^(*)では、配偶者暴力の被害者に各種の援助を行います。

女性相談センターでは一時保護を適切に実施し、相談から自立支援までを一貫して対応するとともに、府配偶者暴力相談支援センターの中核機関として、自立支援に取り組む市町村を支援します。

(2) 市町村の役割

市町村においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していくうえで、極めて重要な役割を有しており、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置等について積極的な取組が求められています。

このことから、市町村においては、身近な相談の実施、女性相談センターの一時保護^(*)開始までの間等の避難場所の確保や一時保護所までの同行支援など緊急時における安全の確保のほか、一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関との連絡調整等を行い、それぞれの状況に応じた継続的な自立支援を行うよう体制の整備を行うことが望まれます。

6 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、国の基本的な方針が見直された場合や、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じ見直しを行います。

7 推進体制

この計画を総合的に推進するために、大阪府「女性に対する暴力」対策会議などを活用し、関係機関の連携を進めます。

また、計画に掲げた施策の方向毎に、毎年事業の実施状況を公表します。

第2 配偶者からの暴力をめぐる現状

1 府の取組の経過

府では、「女性に対する暴力」が緊急かつ重大な社会問題であり広範な対応が必要なことを踏まえ、平成12年9月に府、警察本部及び女性相談センターなどの関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置するとともに、女性に対する暴力の防止に関する周知啓発を行ってきました。

平成13年4月に配偶者暴力防止法が成立したことを踏まえ、平成14年4月に、女性相談センターを中核として、大阪府内の子ども家庭センター等に府配偶者暴力相談支援センター（以下「府支援センター」という。）を設置し、相談など被害者支援を行ってきたところです。（平成24年3月現在、府支援センターは7ヶ所あります。）

平成17年11月には、配偶者暴力防止法及び国の基本的な方針を踏まえて、府の基本計画を策定し、さらには、平成21年5月に、配偶者暴力防止法の改正及び国の基本的な方針の改正を踏まえ、府の基本計画を改定し、配偶者からの暴力を許さない、そして安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて取り組んできました。

また、平成14年4月施行の「大阪府男女共同参画推進条例」において、配偶者に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの禁止を明記するとともに、暴力を防止するための取組と被害者への支援を行う旨規定しています。

平成13年7月に策定した「おおさか男女共同参画プラン」では、施策の基本的方向の一つとして「女性に対する暴力の根絶」を掲げ、平成23年5月に改定した「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」においても、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を施策の方向の一つとして位置付けています。

2 府における配偶者からの暴力の状況

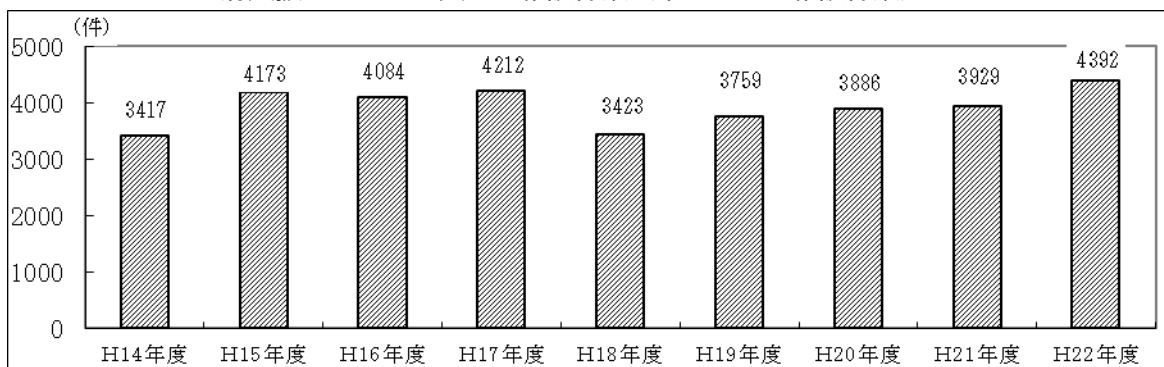
(1) 配偶者からの暴力の相談等の状況

① 府配偶者暴力相談支援センターの相談状況

府では、配偶者暴力防止法に基づき、女性相談センター及び府内の6ヶ所の子ども家庭センターに府支援センターを設置し、相談などの被害者支援を行っています。

府支援センターが設置された平成14年度の被害者本人からの相談は3,417件でしたが、平成17年度に4,212件まで増加しました。平成18年度に一旦減少しましたが、その後、再び増加傾向にあり、平成22年度の相談件数は4,392件で、全国では4番目に多い状況にあります。

府支援センターで受けた相談件数（本人からの相談件数）

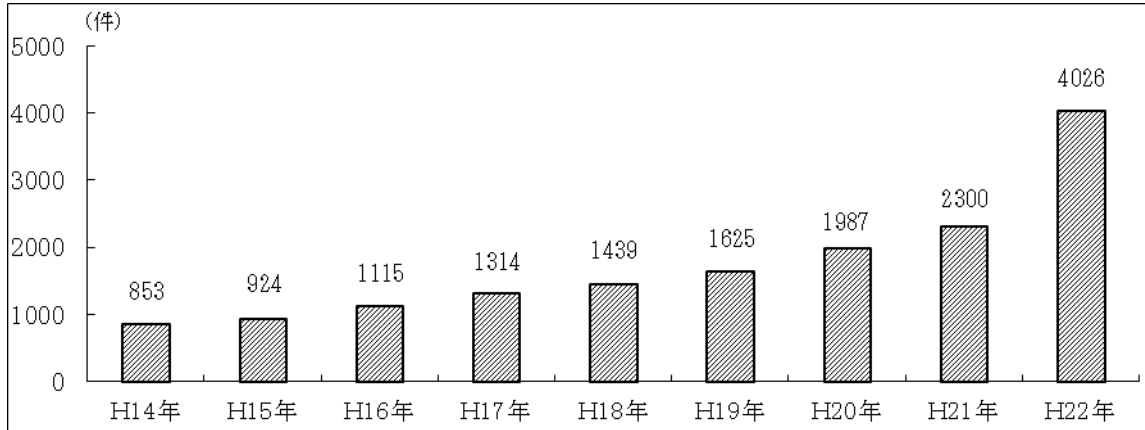


資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査

② 警察の相談状況

平成14年に、警察が受理した配偶者からの暴力に関する相談件数は853件でしたが、その後毎年増加を続け、平成21年には2,300件となりました。さらに、平成22年には、前年の約1.75倍の4,026件となっています。

大阪府警察で受理した相談件数



(注) 府警察の集計は、1月～12月の年次集計

資料出所：大阪府警察本部調べ

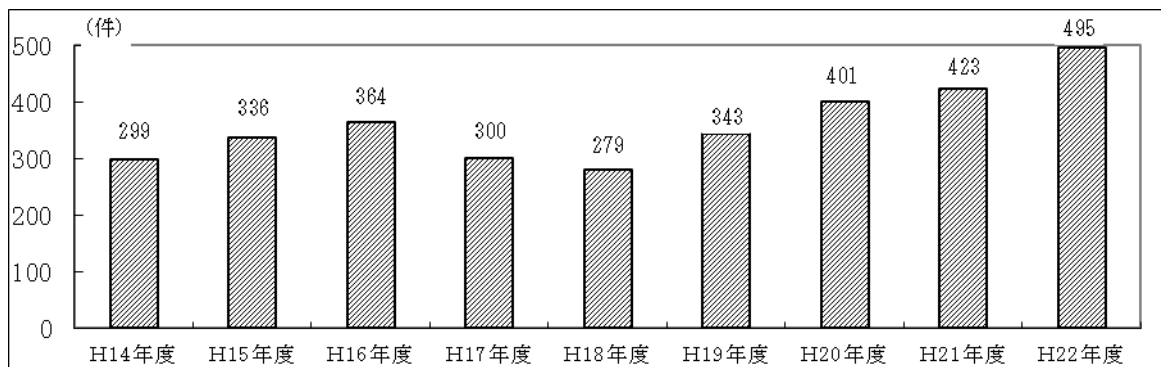
③ 市町村の相談状況

府内市町村における配偶者等からの暴力に関する相談件数は、平成21年度は7,556件で、平成22年度は9,831件と増加しています。

(2) 一時保護の状況

一時保護の件数は、平成16年度には364件まで増加しましたが、平成18年度には279件にまで減少しました。その後、再び増加を続け、平成22年度には495件となっています。

配偶者からの暴力を原因とする一時保護件数



資料出所：大阪府女性相談センター調べ

(3) 大阪地方裁判所管内における保護命令^(*)の状況

大阪地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から平成23年9月末までに合計2,270件で、全国で最多となっています。

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等（平成13年10月～平成23年9月末）

| 新受 件数 | 既済 件数 | 認容（保護命令 発令）件数 | 却下 | 取下等 |
|----------|----------|------------------|----|-----|
| 2,651 | 2,641 | 2,270 | 58 | 313 |

【保護命令発令件数の内訳】

| 認容（保護命令 発令）件数 | (1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合 | | | | | |
|------------------|----------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------|-------------|------------------------|
| | ① 接近禁止命令・ 退去命令・電話 等禁止命令 | ② 接近禁止命令・ 退去命令 | ③ 接近禁止命令・ 電話等禁止命令 | ④ 接近禁止命令の み | ⑤ 退去命令のみ | ⑥ 電話等禁止命令 (事後発令) |
| 2,270 | 116 | 355 | 136 | 517 | 5 | 0 |

| (2) 「子への接近禁止命令」及び 「親族等への接近禁止命令」が同 時に発令された場合 | | (3) 「子への接近禁止命令」が発令 された場合 ((2)以外) | | (4) 「親族等への接近禁止命令」が 発令された場合 ((2)以外) | |
|---|--|-------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
| ① 被害者への接 近禁止命令と 同時 | ② 事後的な子への 接近禁止命令及 び親族等への接 近禁止命令の同 時発令 | ① 被害者への接近 禁止命令と同時 | ② 事後的な子への 接近禁止命令 | ① 被害者への接近 禁止命令と同時 | ② 事後的な親族等 への接近禁止命 令 |
| 63 | 0 | 1,034 | 4 | 38 | 2 |

【参考】保護命令発令件数の状況

[平成13年10月～平成23年9月末（累計）]

1 大阪府 (2,270件) 2 北海道 (1,216件) 3 東京都 (1,101件)

[平成22年]

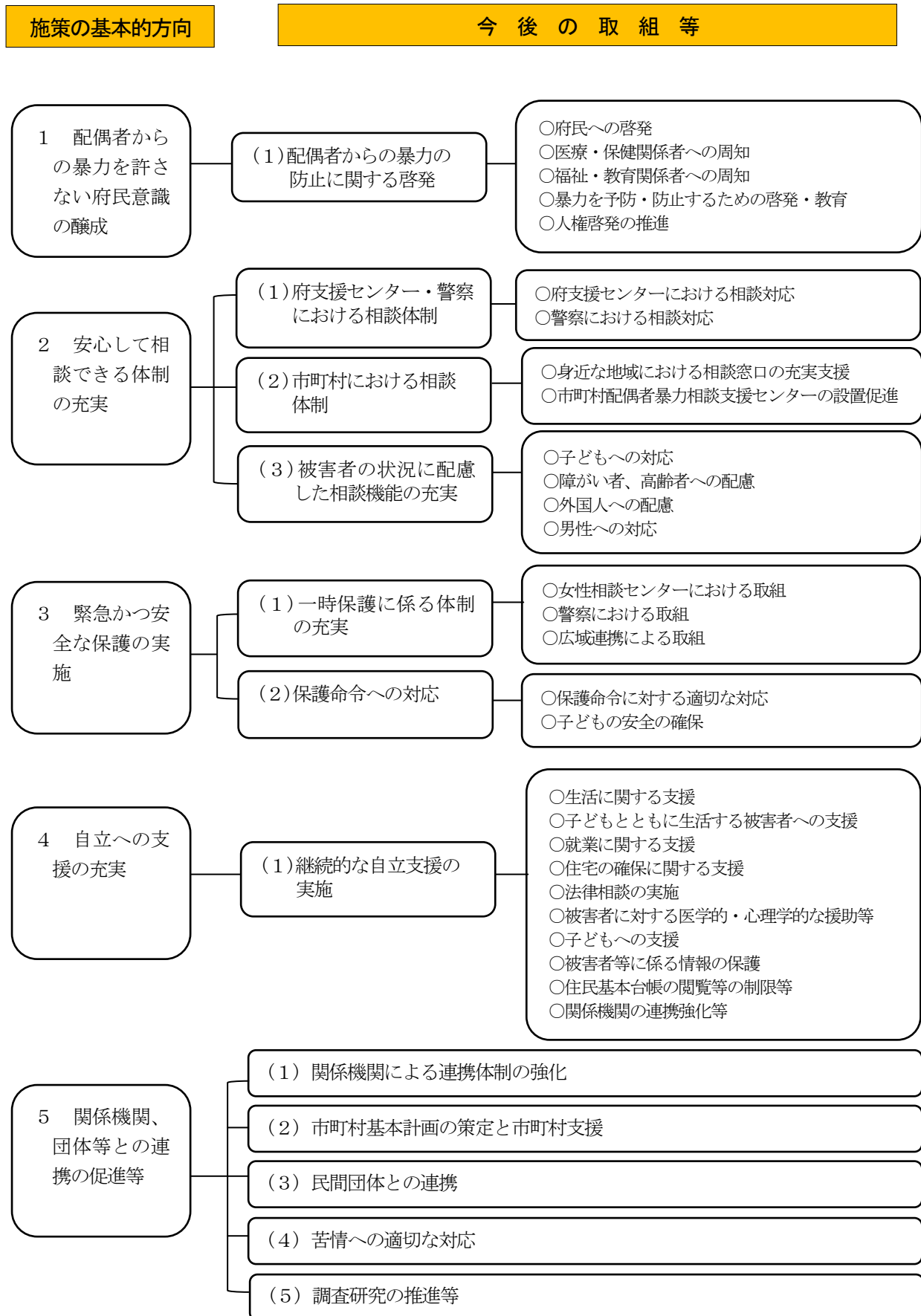
1 大阪府 (260件) 2 東京都 (133件) 3 北海道 (118件)

資料出所：最高裁判所調べ

(4) 配偶者からの暴力を受けた経験

平成21年度の府民意識調査によると、配偶者から身体的暴力を受けた経験がある人の割合は14.8%（女性20.1%、男性8.2%）、精神的暴力を受けた経験がある人の割合は17.7%（女性21.7%、男性12.8%）、性的暴力を受けた経験がある人の割合は12.4%（女性19.9%、男性3.1%）となっています。

第3 施策の体系



第4 施策の基本的方向

1 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発

【現状と課題】

配偶者からの暴力を許さない社会を実現するためには、配偶者に暴力を振るうことは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、配偶者からの暴力が、配偶者間だけの個人の問題ではなく、社会全体の問題であることについて、広く理解を促すことが必要です。

府では、相談窓口を記載したカードやリーフレットの配布、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発イベントの実施等により、啓発を進めてきました。

平成21年の府民意識調査によると、配偶者からの暴力の相談窓口として認知されている割合は、「警察」は69.1%、「配偶者暴力相談支援センター」は21.6%となっており、相談窓口としての「配偶者暴力相談支援センター」の周知が求められています。

また、配偶者からの暴力を発見しやすい立場にある医師その他の医療関係者や、民生委員・児童委員等の福祉関係者、教育関係者などに対し、配偶者からの暴力に関する知識を普及し、理解を深めることにより、配偶者暴力の被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

さらに、配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を進めるとともに、交際相手からの暴力を予防するため、若年層を対象にした啓発などを推進する必要があります。

【今後の取組】

○府民への啓発

府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら普及啓発を実施します。

特に、女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日から11月25日）^(*)に、シンボルとなるパープルリボン^(*)の啓発等によるキャンペーンを行うなど配偶者からの暴力の防止に向けた啓発活動を推進します。

○医療・保健関係者への周知

配偶者暴力防止法では、医療・保健関係者が業務を行うにあたって配偶者からの暴力被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるとされています。

被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が、配偶者からの暴力被害者の発見、通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、平成23年度に作成した「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進します。

○福祉・教育関係者への周知

地域福祉を担う民生委員・児童委員等は、医療・保健関係者と同様、配偶者からの暴力被害者を発見しやすい立場にあります。また、日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や幼稚園、保育所等における対応が重要です。このため、民生委員・児童委員等の福祉社関係者、教職員やスクールカウンセラー^(*)等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。

○暴力を予防・防止するための啓発・教育

子どもの人権尊重やエンパワメント(*)を図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育委員会が作成した「こどもエンパワメント支援指導事例集」の活用を市町村教育委員会に働きかけていきます。

また、交際相手からの暴力を防止するため、府教育委員会と連携し、予防啓発リーフレットや指導用手引を添付した予防啓発DVDの活用を学校に働きかけるとともに、啓発・教育に携わる教員に対する資質・技能の向上に向けた取組を進めます。

○人権啓発の推進

人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、配偶者に対する暴力の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高めます。

2 安心して相談できる体制の充実

(1) 府支援センター・警察における相談体制

【現状と課題】

府支援センターは、被害者に対し、電話・来所による相談対応、自立に向けての支援を行っています。その中でも女性相談センターは、これらに加え、医師による診察、心理職によるカウンセリングや援助、被害者及び同伴家族の一時保護、婦人保護施設^(*)の入退所決定等を行っており、配偶者からの暴力に関する各種の被害者支援の中核としての役割を担っています。女性相談センターは、平成21年10月に、交通の利便性の高い府立男女共同参画・青少年センターに移転するとともに、専門職（ケースワーカー）の増員を図り、体制の強化を図ってきたところです。

また、警察では、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときには、被害の拡大防止等必要な警察措置を講じるとともに、被害者からの相談に応じ、助言、指導等の援助を行っています。平成22年に、警察で受理した配偶者からの暴力に関する相談件数は、4,026件であり、平成13年の配偶者暴力防止法の施行以降、毎年増加しています。

府支援センターや警察での相談が増加するなか、被害を潜在化させず、また、適切な支援につなげていくためにも、府支援センター、警察、身近な市町村及び市町村設置の配偶者暴力相談支援センターが相互に連携協力することにより、地域で適切な相談が受けられる体制づくりを進めることが必要です。

【今後の取組】

○府支援センターにおける相談対応

府支援センターは、配偶者からの暴力被害者からの相談はもとより、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、引き続き専門的・広域的な支援の役割を担います。

また、配偶者からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、相談・保護から自立支援までの一貫した支援を行います。

○警察における相談対応

相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害^(*)が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に努めます。また、府内各署において、署員に対して配偶者からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を実施します。

(2) 市町村における相談体制

【現状と課題】

市町村では、女性相談や住民相談の窓口において、被害者からの相談を受けています。平成20年1月の法改正で、市町村は、市町村の適切な施設において支援センター機能を果たすことが努力義務として規定されたことにより、平成23年4月に吹田市において、同年8月に大阪市において、支援センター機能が整備されました。住民に身近な市町村において、適切に相談を受けることができる体制整備が求められています。

【今後の取組】

○身近な地域における相談窓口の充実支援

府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の資質の向上を図るため、引き続き、市町村相談担当者向け研修を実施します。

また、困難な事案への対応等について、市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援します。

○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。

(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

【現状と課題】

一時保護を実施した被害者の約6割が子どもを同伴しています。(平成22年度の配偶者から暴力を原因とする一時保護495件中同伴児童のあったものは283件) 配偶者からの暴力は、直接子どもに向けられた暴力でなくても、それを間近で見たり聞いたりする子どもに対して著しい心理的外傷を与えるとされています。また、子ども自身が直接暴力を受けている場合もあります。児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力が児童虐待に当たることが明記されており、児童相談所と緊密に連携し、子どもの保護やケアに努める必要があります。

また、被害者には、外国人や障がい者、高齢者、性的マイノリティ(*)の方なども含まれていることから、被害者の状況に配慮した相談対応が必要です。

男性については、平成21年度に実施した府民意識調査において、配偶者から身体的暴力を受けた経験のある者の割合は8.2%、精神的暴力を受けた経験のある者の割合は12.8%となっています。男性被害者についても府支援センターが相談を行っていますが、既存の各種の相談窓口の活用をはじめ、男性被害者が相談しやすい環境づくりも課題となっています。

【今後の取組】

○子どもへの対応

配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもへの支援が求められており、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り必要に応じて継続的な支援を行います。

児童虐待防止法の観点からの対応が必要となることが考えられるため、子どもの状況によっては、虐待通告を行うなど子どもが安全で安心した生活ができるよう支援を行います。

○障がい者、高齢者への配慮

相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行います。

また、被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課に的確につながります。

○外国人への配慮

府支援センターでは、日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応します。

また、女性相談センターでは、トリオホン(*)による電話相談を引き続き行います。

○男性への対応

市町村の市民相談窓口や、民間団体等において主として男性からの相談を多く受けている窓口における相談の中には、配偶者暴力の男性被害者への対応が求められることもあることから、平成23年度の「DV等に関する男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム作成事業」の成果を活用し、適切な対応が図られるよう働きかけます。また、加害者更生の施策に関する国の調査研究の推進状況を踏まえながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討します。

3 緊急かつ安全な保護の実施

(1) 一時保護に係る体制の充実

【現状と課題】

府では、被害者や同伴する家族の一時保護は、女性相談センターのほか、15ヶ所の社会福祉施設や民間シェルターに委託して実施してきたところです。平成22年度は495件（うち社会福祉施設等に委託337件）の一時保護を実施しました。

今後も、府支援センターや警察、市町村などの関係機関が連携しながら、緊急に保護を必要とする被害者に対して、安全で安心な保護が受けられるような体制を構築する必要があります。

【今後の取組】

○女性相談センターにおける取組

夜間等の緊急的な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行うとともに、一時保護所の安全の確保に努めます。

同伴する子どもの一時保護の受入れに当たっては、児童相談所と密接に連携し、適切な支援を行います。

障がい、高齢等配慮を必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけでなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課と連携し、適切な保護先を検討します。また、男性被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先を確保します。

また、一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう7ヶ国語（英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語）で作成した資料の活用を図ります。

○警察における取組

警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど必要な措置を行います。

○広域連携による取組

加害者等の追及から逃れるため、府域を越えて一時保護がなされる場合の被害者支援に関する広域的な対応は、全国知事会により「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」（平成19年7月）が行われています。この申合せに基づき、今後も、都道府県間の婦人相談所^(*)の連携、情報の共有、一時保護所等への同行支援、被害者への支援、一時保護の費用負担を適切に行います。

(2) 保護命令への対応

【現状と課題】

大阪地方裁判所管内で発令された平成22年の保護命令件数は260件で、全国で最多の状況です。

被害者の危険は保護命令の発令直後に高まる場合が多く、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。

【今後の取組】

○保護命令に対する適切な対応

府支援センターは、今後も、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、助言を行うとともに、保護命令が発せられた場合は、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関や民間団体との連絡調整を行います。

○子どもの安全の確保

民生委員・児童委員等の福祉社関係者、学校や幼稚園等の教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。

4 自立への支援の充実

(1) 継続的な自立支援の実施

【現状と課題】

被害者に対しては、配偶者暴力防止法による一時保護等を通じて、当面の安全を確保した上で、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等の情報の管理に留意しつつ、生活の支援、就業の機会の確保、住宅の確保、同伴児童の就学など、複数の課題を解決しながら、自立した生活につなげていくことが必要です。また、被害者が自立した生活を送るためには、配偶者暴力により心身に受けたダメージからの回復が不可欠です。併せて、同伴する子どもの心理的安定が被害者の自立生活にあたって重要な要素となることから、子どもの心身の回復に向けた取組も重要です。

市町村では、福祉事務所等関係機関において被害者の自立に向けた支援を行っていますが、適切な支援が受けられるよう、府支援センターでは、公的制度などの社会資源の利用に関して、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他必要な援助を行ってきたところです。

課題解決にかかわる関係機関は多岐にわたることから、今後とも、それらの機関が認識を共有しながら、連携を図り、被害者の地域生活を継続的に支援することが必要です。

【今後の取組】

○生活に関する支援

被害者に対し、生活保護制度の適用等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策、窓口や手続きなどについて情報提供を行います。

被害者から、医療保険や年金等に関する相談があった場合、必要に応じて情報提供等を行い、適切な窓口を紹介します。

府支援センターは、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する各種証明書を発行します。

○子どもとともに生活する被害者への支援

子どもとともに生活する被害者については、事案に応じて、母子生活支援施設^(*)の入所、児童扶養手当等の支給、母子寡婦福祉資金^(*)の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行います。

市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。

市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。

○就業に関する支援

被害者の状況に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業技術専門校の職業訓練などの就業支援等に関する情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて当該関係機関と連絡調整を行います。

府や政令市及び中核市等が設置する母子家庭等就業・自立支援センター^(*)における就業相談等の活用について情報提供を行います。

○住宅の確保に関する支援

被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。

府営住宅に配偶者からの暴力の被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。

市町が管理する公営住宅等についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研究会等の場を通じて指導・助言します。

○法律相談の実施

被害者を法律面から支援するため、一時保護中の被害者に対して、必要に応じて、配偶者からの暴力事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。

また、大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談、日本司法支援センター（法テラス）^(*)が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行います。

○被害者に対する医学的・心理学的な援助等

配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。

府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。

府立男女共同参画・青少年センターにおいて実施している面接相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。

○子どもへの支援

配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもに対してカウンセリング等を実施します。また、平成23年度に作成した学習支援プログラムを活用し、一時保護中の児童に適切な学習機会が提供されるよう努めます。

配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもの学校生活を支援するため、府内公立中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもの心理的サポートを行います。また、市町村の家庭児童相談室において相談が受けられることについて情報提供します。

子ども家庭センター等においては、配偶者からの暴力のため子どもに心理的な影響等がみられカウンセリング等のケア等が必要となった場合、関係機関との連携等により相談実施できるよう努めます。また、必要に応じて、転居先等の関係機関と連携を図り、再発予防に努めます。

被害者の子どもが安全に学校生活を送ることができ、適切な配慮が受けられるよう、教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性や子どもに配慮すべき事項、情報管理のあり方等についての周知に努めます。

○被害者等に係る情報の保護

被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。

○住民基本台帳の閲覧等の制限等

住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続きや閲覧等の制限に関して情報提供を行います。

また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。

○関係機関の連携強化等

地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。

さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。

5 関係機関、団体等との連携の促進等

(1) 関係機関による連携体制の強化

【現状と課題】

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、府や市町村その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において連携して被害者支援に取り組む必要があり、これまでから、関係機関との会議等を通じて連携を図ってきたところです。

【今後の取組】

今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」（平成19年2月に設置）を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。

(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援

【現状と課題】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進については、地域の実情を踏まえながら、きめ細かく実施する必要があります。

府においては、平成17年5月に設置した「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」を通じて、意見交換、情報提供などを円滑に行い、市町村と連携し、施策を推進してきたところです。

また、平成20年1月の法改正で市町村基本計画の策定が努力義務とされ、平成23年4月現在、府内13市町村において基本計画が策定されたところです。被害者に最も身近な行政主体である市町村において、相談窓口の設置、被害者に対する支援情報の提供、関係機関等との連絡調整等の推進など、基本計画の策定に向けた検討が進められることが重要です。

【今後の取組】

府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行います。また、被害者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向け研修を実施するなど相談担当者の資質向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。

(3) 民間団体との連携

【現状と課題】

府においては、配偶者暴力防止法の制定以前から配偶者からの暴力の防止及び自立支援に取り組む民間団体と、必要に応じて連携を図ってきたところです。

また、府が実施する一時保護については、女性相談センターのほか、社会福祉施設や民間シェルターに委託して実施してきたところです。

さらに、民間シェルター(*)を利用している被害者の心のケアを行うためのカウンセラー派遣事業などを実施してきたところです。

【今後の取組】

今後とも、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターにも委託するとともに、民間シェルターを利用している被害者に対し必要に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップに向けた研修の実施など、被害者支援の充実に向けた取組を推進します。

(4) 苦情への適切な対応

【現状と課題】

府では、府民からの府政に対する要望や意見等を広く受け付け、業務の改善など府政への反映を検討するとともに、電話や電子メール等により回答するなど適切な対応を行っているところです。

また、府の施設等については、女性相談センター等の利用者に対するアンケート調査などを通じ意見を聴取し、必要に応じて業務改善に努めています。

【今後の取組】

相談や保護等に関して苦情の申出を受けた時は、苦情の内容を誠実に受けとめ、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努めます。

(5) 調査研究の推進等

【現状と課題】

府では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進にあたり、府における配偶者暴力の現状や府民の意識等の把握を行っています。

また、配偶者からの暴力の防止に向けては、加害者の更生のための取組も重要です。国の第3次男女共同参画基本計画においては、配偶者からの暴力の加害者更生の取組として、社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施するとされており、今後もその情報を把握する必要があります。

【今後の取組】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府における配偶者暴力の現状や府民の意識、配偶者暴力が被害者やその子どもに与える影響等を把握するとともに、各種資料の収集に努めます。

また、配偶者からの暴力の加害者への対応については、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等が行われるよう国へ要望します。

| |
|---------|
| 数 値 目 標 |
|---------|

| 項 目 | 現状値 | 目標値 |
|--|--|-----------------|
| 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する府民の割合 | 「平手で打つ」 56.3% (H16) 「なぐるふりをしておどす」 48.4% (H16) | 100% (H28) |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度 | — | 100% (H28) |
| 配偶者暴力相談支援センターの周知度 | 21.6% (H21) | 50% (H28) |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定市町村数 | 13 市町村 (H23) | 35 市町村 (H28) |
| 市町村における配偶者暴力相談支援センター数 | 2 箇所 (H23) | 6 箇所 (H28) |